

# 山口県報

令和元年  
5月17日  
(金曜日)

## 目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………二

保安林指定の解除(下関市)(森林整備課)……………一

保安林指定の解除(萩市)(森林整備課)……………二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二

○公告

狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課)……………二

令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施(業務課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………四

下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧(都市計画課)……………四

岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧(都市計画課)……………四

下関都市計画臨港地区の変更の案の縦覧(都市計画課)……………五

○選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………五

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(二件)……………六

### 山口県告示第五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない



ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 形質変更時要届出区域  
光市大字光井字武田四七二〇の五の一部及び四七二〇の六の一部
- 特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当  
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

### 山口県告示第六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称	認可年月日
下関土地改良区	平成三一、四、一九
山口市阿知須土地改良区	〃 〃 〃
下関市菊川町土地改良区	〃 〃 〃 二三

### 山口県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除に係る保安林の所在場所  
下関市豊北町大字角島字後田無手八五三の九、八五三の一七、八五三の一八
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由  
指定理由の消滅

山口県告示第八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字向横瀬一七〇五(次の図に示す部分に限る。)、一七〇六、一七〇九・一三〇八三・字浴山一一六七四の一・字清水ヶ浴一一六七六の一・字清水ヶ浴西一一六七八の一・字向横瀬西ヶ輪一一六七九の一・一一六八一の一・一一六八三・一一六八五の一・字芋ヶ迫右平一一六八六・一一六八八の一・字芋ヶ迫一一七〇二の一・字風呂ヶ迫一一七〇五・一一七〇七の一・一一七一一の一・一一七三九・字か年ヶ埜右一一七四三の一・一一七四四・字仏木右一一七四八の一・一一七五一の一・字小内匠右一一七五三・字仏木一一七九七の六・一一八二七から一一八二九まで(以上二五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

住吉(1)地区  
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	名 字	地 名	地 番	標 柱 番 号
柳井市	大 畠	引 地	八四七の一		一号
〃	〃	〃	八五二の二		二号
〃	〃	宗 任	八七五の一		三号
〃	〃	〃	八七一の一九		四号
〃	〃	〃	八七二の二		五号
〃	〃	〃	八八二		六号
〃	〃	〃	八九二の五		七号



(七) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施します。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 適性試験等の日時及び場所

日 時	場 所
令和元、六、二五 午後一時	宇部市万倉ふれあいセンター
〃 〃 二六 〃	日置農村環境改善センター
〃 〃 二八 〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号
〃 〃 七、三 〃	山口県総合保健会館
〃 〃 〃 〃	山口県柳井総合庁舎
〃 〃 〃 〃	山口県周南総合庁舎
〃 〃 四 午後一時	萩市民館

対象者	提出期限
山口県内に住所を有する者で、令和元年九月十四日まで有効である法第四十三條の狩猟免許を有するもの。	
二	
山口県内に住所を有する者で、令和元年九月十四日まで有効である法第四十三條の狩猟免許を有するもの。	
三	
宇部市万倉ふれあいセンター	令和元、六、一八 午後五時
日置農村環境改善センター	〃 〃 一九 〃
山口市吉敷下東三丁目一番一号	〃 〃 二一 〃
山口県総合保健会館	〃 〃 二六 〃
山口県柳井総合庁舎	〃 〃 二七 〃
山口県周南総合庁舎	〃 〃 二七 〃
萩市民館	〃 〃 二七 〃
山口県柳井総合庁舎	〃 〃 二七 〃
美祢市民会館	〃 〃 二七 〃
山口県周南総合庁舎	〃 〃 七、四 〃
山口県岩国総合庁舎	〃 〃 五 〃
〃	〃 〃 九 〃
下関市豊田生涯学習センター	〃 〃 九 〃

山口県内に住所を有する者で、令和元年九月十四日まで有効である法第四十三條の狩猟免許を有するもの。  
三 狩猟免許更新申請書等の提出期限  
適性試験等の場所  
提出期限

提出先	提出期限
山口県柳井総合庁舎	
美祢市民会館	
山口県周南総合庁舎	
山口県岩国総合庁舎	
下関市豊田生涯学習センター	

提出先  
提出期限

提出先  
提出期限

提出先  
提出期限

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)  
六 狩猟免許更新申請手数料  
二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。  
七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(八) 令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施  
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和元年五月十七日 山口県知事 村岡 嗣政

試験の日時  
令和元年十一月二十六日(火曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで  
試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

受験願書の受付期間  
令和元年八月十九日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(郵送の場合は、八月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)  
受験願書等の提出先  
最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三二八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。  
なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きすること。

提出書類  
受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和元年十二月二十四日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇一八)にすること。

(九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年五月十七日から同年九月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク長府中土居店

所在地 下関市長府中土居本町五九〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所

代表者の氏名

株式会社NTT西日本 大阪市中央区今橋二丁目五番八号 松本 順一  
セット・プランニング  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	永見 信之	松本 順一

四 届出年月日

平成三十一年四月十八日

五 変更年月日

平成三十年六月十三日

(一〇) 下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市長州出島

三 都市計画の案の縦覧期間

令和元年五月十七日から二週間

四 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(一一) 岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したので、同条第二項において準用す

る同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市平田五丁目、関戸及び保津町二丁目

三 都市計画の案の縦覧期間

令和元年五月十七日から二週間

四 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課

(二) 下関都市計画臨港地区の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画臨港地区を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画臨港地区の案を次のとおり縦覧に供します。

令和元年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画臨港地区新港臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市長州出島

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和元年五月十七日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

「下関市医師会病院」 〃 大学町二丁目一番二号 〃 〃 〃  
 医療法人其桃会西尾病院 〃 竹崎町一丁目一六番三号 〃 昭和五二、五、一三」  
 「医療法人其桃会西尾病院」 〃 竹崎町一丁目一六番三号 〃 昭和五二、五、一三」  
 改める。

山口県選挙管理委員会告示第二号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「養護老人ホーム秋楽園」 〃 秋穂東三九九三 〃 〃 〃  
 社会福祉法人相清福祉会 〃 大字鑄銭司二三六一の三 〃 昭和五〇、六、〃  
 特別養護老人ホーム梅光苑 〃 〃 〃 〃  
 「社会福祉法人相清福祉会」 〃 大字鑄銭司二三六一の三 〃 昭和五〇、六、〃  
 特別養護老人ホーム梅光苑 〃 〃 〃 〃  
 改める。

山口県選挙管理委員会告示第三号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成二十二年山口県選挙管理委員会告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「下関市豊北町大字滝部一〇四二の一」を「下関市豊北町大字滝部一一〇四二の一」  
 に改める。